

# 新得町各種支援制度 ハンドブック

北 海 道 新 得 町

(2021年4月版)

# 目 次

## 事業者向け支援事業

### 地域振興・町づくり分野

- 定住住宅建設促進制度 P 1

### 産業振興分野

#### (商工業)

- 中小企業融資制度 P 2
- 中小企業融資資金利子等補給 P 2
- 商工業活性化事業補助 P 3
- 地域振興事業補助金 P 4
- チャレンジショップ事業 P 4

#### (農業)

- 農業振興資金貸付 P 5
- 新規就農者支援 P 5
- 新規就農・農地流動化資金利子補給 P 6
- 有機質還元事業 P 6
- 環境保全型農業直接支援対策事業 P 6
- 有害鳥獣防除柵等設置事業補助 P 7

#### (畜産)

- 自力草地更新事業 P 7
- 家畜特定疾病発生農家支援互助制度 P 7

#### (林業)

- 林業振興資金貸付 P 8
- 民有林振興事業補助 P 8

#### (その他)

- 勤労者共済制度加入奨励事業 P 9
- 勤労者福利厚生施設整備事業補助 P 9
- 労働力確保対策事業補助 P 10

## 保健・医療・福祉分野

- 医療体制確保支援補助事業（医師確保対策支援） P 11
- 医療体制確保支援補助事業（入院病床確保支援） P 11
- 医療体制確保支援補助事業（医療施設及び機器等支援） P 12
- 障がい児日中一時支援事業所運営補助 P 12
- 保健・医療・福祉資金貸付金 P 13
- 自費 PCR 検査費助成 P 13

## 住民向け支援事業

### 地域振興・町づくり分野

- 持家等住宅建築促進制度 P 14
- 空き家活用促進制度 P 15
- 結婚新生活支援事業補助金 P 15
- 新緑団地太陽光発電システム導入費補助 P 16
- ブロードバンド条件不利地地域支援事業 P 16
- まちづくり協働団体等育成支援研修補助 P 17
- 夢基金 P 17
- 自主防災組織設立等支援制度 P 18
- 地域コミュニティスポーツ振興事業 P 18
- 空き家家財道具等片付け事業補助 P 19

### 教育・文化・スポーツ分野

- 文化活動におけるコンクール等参加費助成 P 20
- 新得町スポーツ大会参加費助成 P 20
- 新得町入学資金貸付 P 21
- 高等学校生徒通学費等補助 P 21

### 環境・緑化・景観分野

- 廃屋解体撤去事業補助 P 22
- 合併処理浄化槽設置整備事業補助 P 22
- 水洗便所改造等補助 P 23
- スズメバチ等巣駆除事業補助金 P 23

## 保健・医療・福祉分野

### (医療費・通院等)

- 乳幼児等医療費助成 P 24
- 未熟児養育医療費助成 P 24
- ひとり親家庭等医療費助成 P 25
- 重度心身障がい者医療費助成 P 25

### (健診・検診)

- 特定健検診査費助成 P 25
- 各種がん健診費助成 P 26
- PETがندوق検診費助成 P 26
- 脳ドック費助成 P 27
- SMILEドック検診費用助成 P 27
- 乳がん、子宮がん検診費助成 P 28
- 骨粗鬆症検診費助成 P 28
- 振動障害特殊健康診断助成 P 29

### (妊娠・出産)

- 特定不妊治療費助成 P 29
- 不育症治療費助成 P 29
- 妊婦一般健康診査費助成 P 30
- 新生児聴覚検査費用助成 P 30
- 産前・産後ケア事業費助成 P 30
- 出産祝金 P 31

### (感染予防)

- インフルエンザワクチン予防接種費助成 P 31
- 肺炎球菌ワクチン予防接種費助成 P 32
- 肝炎ウイルス検査費助成 P 32
- エキノコックス症検診費助成 P 33

### (歯科)

- 乳幼児歯科検診・フッ素塗布費助成 P 33
- 集団フッ素塗布費助成 P 33
- 成人歯科検診費助成 P 34
- 妊婦歯科検診費助成 P 34

(子育て)

- 保育所等通所費補助制度 P 34
- 子ども発達支援センター通室費補助制度 P 35
- 新得町子ども発達支援センター利用者負担額助成制度 P 35
- ファミリーサポート事業 P 36

(障がい福祉)

- 心身障害児等通園助成事業 P 37
- 身体障害者運転免許取得費補助 P 37
- 身体障害者自動車改造費補助 P 38

(高齢者福祉)

- 介護サービス利用者負担軽減事業費補助金 P 38
- ふれあい支援員事業 P 39
- 介護予防ボランティア（たす軽ポイント）推進事業 P 39

(その他)

- 地域サロン事業補助金 P 40
- 成年後見制度利用促進支援事業 市町村長申し立て制度 P 40
- 認知症予防対策助成事業（補聴器購入補助制度） P 41
- 子ども食堂事業補助金 P 41
- 福祉交通費助成 P 42
- 高齢者運転免許証自主返納支援事業 P 43
- 高齢者安全運転サポート補助 P 43

【地域振興・町づくり分野（事業者）】

制 度 名	定住住宅建設促進制度		
内 容	町内への定住促進と空き地の解消を目指し、町内に賃貸住宅（従業員住宅）を建築した場合に、住宅建築者に対し助成します。		
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の建築に対する町の他の助成制度を受けていないこと。</li> <li>・10年間賃貸住宅の用に供すること。</li> <li>・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。</li> </ul>	
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（            ）	
上 限 額	1戸建ての賃貸住宅を建築する場合は、150万円～380万円を上限とします。		
補 助 率	床面積3.3㎡当たり		
		下水道接続	合併浄化槽設置
	建築施工が町内業者の場合	15万円	19万円
	建築施工が町外業者の場合	7.5万円	9.5万円
申 請 期 間	賃貸住宅は公募（5月頃）。従業員住宅は随時。		
決 定 時 期	賃貸住宅は6月中旬を予定。 従業員住宅は、建築希望者と新得町が事前協議・調整を行った上で、申請された事業を町長が認定したとき		
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521（内線）142・143		
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/teijujutaku">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/teijujutaku</a>		

【産業振興分野（事業者）】

制 度 名	中小企業融資制度	
内 容	中小企業の育成振興並びに経営の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、信金に町資金7千万円を原資として預託し、3倍枠の2億1千万円限度に融資を行います。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町において独立した事業所（店舗）を有し、同一事業を引き続き1年以上経営しているもの</li> <li>・町税を完納しているもの</li> <li>・その他要綱に規定する特例に該当するもの</li> </ul>
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	運転資金、設備資金共に 1号資金 1企業者 貸付金額500万円以内 貸付期間 60ヶ月以内 2号資金 1企業者 貸付金額1000万円以内 貸付期間120ヶ月以内	
申 請 期 間	随時 融資の申込先は新得町商工会	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	

制 度 名	中小企業融資資金利子等補給	
内 容	中小企業の育成振興を図るため、中小企業者が事業資金として金融機関から借入れたことによって生ずる利子及び保証料に対し補給金を交付します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の貸付金の返済が期日内に終了したもの</li> <li>・町税及び使用料等を完納しているもの</li> <li>・その他要綱に規定するもの</li> </ul>
	区 分	補給対象となる制度資金は以下のとおり 1. 新得町中小企業融資制度資金 2. 日本政策金融公庫融資資金 3. 北海道中小企業総合資金融資資金 4. 商工貯蓄共済融資資金 5. その他町長が認めた融資資金
補 助 率	利子補給金 (1) 運転資金の利子補給金の範囲は、貸付利率が1パーセントを超えるときは3パーセントを上限 (2) 設備資金の利子補給金の範囲は、貸付利率が0.5パーセントを超えるときは3パーセントを上限 保証料補給金 (1) 運転資金の保証料補給金は、支払った保証料の2分の1を上限 (2) 設備資金の保証料補給金は、支払った保証料の3分の2を上限	
申 請 期 間	年度末に申請書を送付	
決 定 時 期	申請内容を審査し、4月中に決定する	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	

【産業振興分野（事業者）】

制 度 名	商工業活性化事業補助	
内 容	商工業の活性化を図るため、町内で新規開店・空き店舗・空き家活用や店舗の新築・増改築・集客力、配慮及び利便性を高めるための改修等に対して助成します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に住所を有する個人及び法人等若しくは、新規に町内で事業を開始する個人及び法人等で事業開始までに住所等を有するもの</li> <li>・ 町税等が完納されていること</li> </ul>
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗取得～取得費、改修費 600万円</li> <li>・ 店舗賃貸～改修費 300万円、賃貸料 5万円／月</li> <li>・ 後継者支援～改修費 300万円</li> <li>・ 商工業者支援～設備投資 600万円</li> <li>・ 既存店舗機能向上～改修費、備品購入費 300万円</li> </ul>	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規開店、空店舗等活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>店舗取得の場合 店舗に係る固定資産税相当額（5年間） 取得費（土地含む）、改修費の30%以内</li> <li>賃貸の場合 店舗改修費の1/2以内 店舗に係る月額家賃の7/10以内（2年間）</li> </ul> </li> <li>・ 後継者支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>店舗改修費の30%以内</li> <li>設備投資に対する固定資産税相当分 3年以内</li> </ul> </li> <li>・ 商工業者支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資額の30%以内</li> <li>設備投資に対する固定資産税相当分 3年以内</li> </ul> </li> <li>・ 既存店舗機能向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>来店者の利便性や快適性に資する店舗の改修及び備品購入の1/2以内</li> </ul> </li> </ul>	
申 請 期 間	随時（事業開始後6ヶ月以内）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/shigoto/kigyou">http://www.shintoku-town.jp/shigoto/kigyou</a>	



## 【産業振興分野（事業者）】

制 度 名	地域振興事業補助	
内 容	新規事業の開始、または事業の拡大をするもので、産業の振興と町経済の発展に寄与する事業として認められ、かつ現状の雇用人数以上の確保が見込まれる事業で、補助対象となる設備投資額が 1,000 万円以上の事業に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に住所を有する個人又は法人等</li> <li>・ 新規に町内で事業を開始する個人又は法人等</li> <li>・ 町税等を完納していること</li> </ul>
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1 事業 5,000 万円、若しくは設備投資額の 50% を限度 ※補助金の申請は 1 事業者につき 1 回 ※国、道の補助金又は交付金と併用する場合、その総額が対象設備投資額の 70% を超える場合には、当補助金を当該 70% の額から国、道の補助金又は交付金の合算額を控除した額とします。	
補 助 率	1. 設備投資額の 35% 以内。農商工連携の場合 5% を加算。 2. 補助対象事業の開始に伴う雇用者 1 名につき 50 万円を加算。 3. 新築又は拡充分の固定資産税相当額を限度に助成	
申 請 期 間	随時※事業に着手する日の前日までに事業計画書等の提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	

制 度 名	チャレンジショップ事業	
内 容	町内で新たに起業を目指す方のために、試験的に営業する店舗及び基本的設備の貸出し、貸出し期間中の事業費に対して助成します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に住所を有する者又は事業開始時に町内へ転入する予定の者</li> <li>・ 町税等を完納している者</li> <li>・ 主として小売業又はサービス業を営む者</li> </ul>
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	50 万円	
補 助 率	備品購入費及び備品リース代等にかかる経費の 1/2	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	公募期間後、申請内容を審査した上で決定	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/shoukai/oshirase/challenge_shop">http://www.shintoku-town.jp/shoukai/oshirase/challenge_shop</a>	

【産業振興分野（事業者）】

制 度 名	農業振興資金貸付	
内 容	農業機械施設整備、土地改良、農地取得、家畜購入等の事業に対し、資金を貸付します。	
対 象 者	要 綱 等	農業者及び生産等を集団的に行うことを目的とした農業者の組織する団体
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1 経営体 500 万円以内、農業者の組織する団体については 1,000 万円以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

制 度 名	新規就農者支援	
内 容	新たに農業を営もうとする者に対し、営農に必要な機械や施設等の整備費用に対する補助及び新規就農資金を貸付します。	
対 象 者	要 綱 等	新たに個人で農業を営もうとする者及び 2 名以上で農業を共同で営もうとする者（兼業農家も可）
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<p>経営開始支援補助金（機械や施設等の整備費用に対して下記を上限に 1/2）</p> <p>畑作経営：500 万円 肉牛経営：500 万円 しいたけ経営：100 万円 その他の農業経営：100 万円</p> <p>酪農経営：搾乳牛（初妊）10 頭を無償譲渡もしくは、経営開始支援補助金 500 万円のいずれか</p> <p>就農支援資金（償還年限：10 年以内（内据置 3 年以内）、利率：無利子）</p> <p>畑作経営： 500 万円                      野菜経営： 300 万円 酪農経営：1,000 万円                      肉牛経営：1,000 万円 しいたけ経営：300 万円                      その他の農業経営：300 万円</p> <p>公社営農場リース事業から貸付を受けた場合、5 年間を限度として賃借料の 1/2 を補助：年 150 万円上限</p>	
補 助 率	上記定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を新規就農者認定委員会で審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

**【産業振興分野（事業者）】**

制 度 名	<b>新規就農・農地流動化資金利子補給</b>	
内 容	町内で新たに農地を購入し農業開始する者及び農業委員会のあっせん等により農地を購入する農業者へ新得町農業協同組合が貸し付ける資金に対し利子補給をします。	
対 象 者	要 綱 等	新得町農業協同組合
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	貸付利率から農業経営基盤強化資金利率を減じた利率の1/2	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

制 度 名	<b>有機質還元事業</b>	
内 容	町内で生産された堆肥又はバイオガス消化液を購入し畑地に還元する場合、堆肥購入・運搬経費、消化液の散布経費に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	畑作（野菜）専業農家、畑作（野菜）と酪農等の複合農家
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	堆肥：1 m <sup>3</sup> 当たり 180 円、1ha 当たりの散布量は 50 m <sup>3</sup> 消化液：1 m <sup>3</sup> 当たり 200 円、1ha 当たりの散布量は 50 m <sup>3</sup>	
補 助 率	堆肥：2/3、消化液 4/10	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線 125）	

制 度 名	<b>環境保全型農業直接支援対策事業</b>	
内 容	農業分野においても生物多様性保全等への貢献が重要であることから、農業者等が化学肥料・化学合成農薬の5割低減とセットで地球温暖化防止を目的とした生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に助成します。	
対 象 者	要 綱 等	販売を目的として生産を行う農業者（法人・農業者グループ含む）
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定による	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	6月末	
決 定 時 期	申請内容を審査し、1月頃決定する	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

**【産業振興分野（事業者）】**

制 度 名	<b>有害鳥獣防除柵等設置事業補助</b>	
内 容	エゾシカ等の耕作地への侵入による農作物被害防止のため、電気柵等の必要な機器の設置に係る経費に対して助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に居住し農業を営む個人、法人及び団体 組合員に対し助成をする新得町農業協同組合
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	25万円	
補 助 率	1/4	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 農政係 電話：0156-64-0525 （内線）125	

制 度 名	<b>自力草地更新事業</b>	
内 容	粗飼料自給率の安定確保と、適期更新による牧草の生産力と栄養価の向上を目的に、事業対象者が所有する町内の土地及び借地のうち5年以上経過した草地に、補助事業によらず播種を実施した費用に対して助成します。	
対 象 者	要 綱 等	家畜及び畜産物の売買により生計を営んでいるもの
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定による	
補 助 率	草地整備面積10aあたり2000円	
申 請 期 間	5月	
決 定 時 期	申請内容を審査し、12月に決定する	
担 当 課 係	産業課 畜産係 電話：0156-64-0525 （内線）128	

**【産業振興分野（事業者）】**

制 度 名	<b>家畜特定疾病発生農家支援互助制度</b>	
内 容	伝染性のある家畜特定疾病が発生した場合に生産体制及び経営の早期立て直しを目的に、該当農家を実施した予防、まん延防止等の対策費用に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	新得町酪農防疫互助会
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定無し	
補 助 率	規定を基に互助会で決定された支援経費の1/3	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、3月に決定する	
担 当 課 係	産業課 畜産係 電話：0156-64-0525 （内線）128	

**【産業振興分野（事業者）】**

制 度 名	林業振興資金貸付	
内 容	林業振興上適切な事業等に対し必要な資金を貸付します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に住所を有している個人、団体、事業所
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	造林	300万円（60万円/ha）
	育林	200万円（8万円/ha）
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 林務係 電話：0156-64-0525 （内線）129	

制 度 名	民有林振興事業補助	
内 容	森林施業を行う者に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に山林を保有している町民 （豊かな森づくり推進事業については、個人の町外在住者及び町内の中小企業者も対象）
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	豊かな森づくり推進事業～ 道が算出する標準経費の26%	
	造 林～ 道が算出する標準経費の1%	
	間伐・保育間伐～ 11,000円/ha	
	下草刈～ 10,000円/ha	
補 助 率	豊かな森づくり推進事業、造林～ 定率 間伐・保育間伐、下草刈～ 定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 林務係 電話：0156-64-0525 （内線）129	

【産業振興分野（事業者）】

制 度 名	勤労者共済制度加入奨励事業	
内 容	町内の中小企業に就業する従業員等の福祉の増進を図るため、財団法人とかち勤労者共済センター「あおぞら共済」への加入を奨励するため、共済会費の一部について加入した事業主へ助成します。（町民分のみ）	
対 象 者	要 綱 等	町内に事業所を有する者で、町内に住所を有する従業員等のあおぞら共済加入に係る会費を納付した事業主
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	なし	
補 助 率	共済加入に係る会費の1/2以内 5年間	
申 請 期 間	3月	
決 定 時 期	申請内容を審査し、3月末に決定	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	

制 度 名	勤労者福利厚生施設整備事業補助	
内 容	町内事業所での労働環境の改善及び雇用の維持・拡大を目的とした福利厚生施設等の整備を図るため、対象施設の改修等に対して助成します。	
対 象 者	要 綱 等	・町内に事業所を有する個人及び法人 ・町税等が完納されていること
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員休憩所</li> <li>・従業員用トイレ</li> <li>・従業員用更衣室</li> <li>・従業員用住宅（新築は除く）</li> </ul>	} 新設又は改修費 300万円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽設置分 5人槽 65万円 7人槽 80万円 10人槽 110万円 11人槽以上の場合、10人槽の補助限度額に1人槽当たり10万円を加えた額を限度額とし、その上限は200万円</li> </ul>	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員休憩所</li> <li>・従業員用トイレ</li> <li>・従業員用更衣室</li> <li>・従業員用住宅（新築は除く）</li> <li>・浄化槽設置 設置費の1/2</li> </ul>	} 新設又は改修費 30%以内
申 請 期 間	工事着工前に事業計画書を提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="https://www.shintoku-town.jp/shigoto/">https://www.shintoku-town.jp/shigoto/</a>	

【産業振興分野（事業者）】

制 度 名	労働力確保対策事業補助	
内 容	雇用労働力の安定的な確保を図るため、町内事業所自ら行う人材確保活動等に支援します。雇用機会の増大とともに移住・定住の推進に資することを目的としています。	
対 象 者	要 綱 等	・町内に事業所を有する個人及び法人 ・町税等が完納されていること
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労体験事業、学校等訪問事業～年間20万円</li> <li>・町内雇用定着事業～定額（スマイルチケット3万円）</li> <li>・地元定着支援事業～定額（スマイルチケット5万円）</li> <li>・新規採用者支援事業、高度化人材育成事業～年間10万円</li> <li>・労力負担軽減事業～年間20万円</li> </ul>	
補 助 率	<p>（事業所自ら行う下記事業に対し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労体験事業～就労体験、町内巡りに要した経費の1/2</li> <li>・学校等訪問事業～求人活動に要した経費の1/2</li> <li>・町内雇用定着事業～スマイルチケット3万円の購入に要した経費 （新たに採用等され、町内に住所を異動する者）</li> <li>・地元定着支援事業～スマイルチケット5万円の購入に要した経費 （新たに採用等され、2親等以内の親族が町内に居住し、40歳未満の者で住民票が町内にある者）</li> <li>・新規採用者支援事業、高度化人材育成事業 ～講習料、検定料、受講に係るテキスト大等に要する経費の1/3</li> <li>・労力負担軽減事業～肉体的負担軽減に資する機械器具の導入に要した経費</li> </ul>	
申 請 期 間	随時（事業完了後6ヶ月以内）※一部事業は事前に計画書を提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="https://www.shintoku-town.jp/shigoto/">https://www.shintoku-town.jp/shigoto/</a>	

【保健・医療・福祉分野（事業者）】

制 度 名	医療体制確保支援補助事業（医師確保対策支援）	
内 容	医療体制の確保を図るため、医師の雇用に係る費用について助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内において10年以上経営している医科及び歯科診療所
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内で19床の入院病床を運営する診療所において、複数の医師を常勤医として雇用した場合、2人目以降の医師1人当たり毎月2,000,000円。</li> <li>・ 補助を開始した日から5年間を限度とする。</li> </ul>	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533（内線）226	

制 度 名	医療体制確保支援補助事業（入院病床確保支援）	
内 容	医療体制の確保を図るため、入院病床をもつ医療機関に対し助成をします。	
対 象 者	要 綱 等	町内において10年以上経営している医科診療所
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内で19床の入院病床を運営する診療所に対し、年間19,627千円（1床あたり1,033千円）</li> <li>・ 補助を開始した日から5年間を限度とする。</li> </ul>	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533（内線）226	



【保健・医療・福祉分野（事業者）】

制 度 名	医療体制確保支援補助事業（医療施設及び機器等支援）	
内 容	医療体制の確保を図るため、医療施設や機器等の整備に係る費用に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内において10年以上経営している医科及び歯科診療所
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	<p>・診療所において、施設の改修及び設備の整備並びに更新に対する助成。</p> <p>① 医科医療施設及び設備に対しては、期間5年間で30,000,000円を限度とし、全額助成します。</p> <p>② 歯科医療施設及び設備に対しては、期間5年間で20,000,000円を限度とし、全額助成します。</p> <p>・施設及び整備等の対象は、一件当たり2,000,000円を超えるものとします。</p>	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533（内線）226	

制 度 名	障がい児日中一時支援事業所運営補助	
内 容	障がい児を対象とした障がい児日中一時支援を運営する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	障がい児に対して、放課後等における遊び、日常生活における基本的な動作の指導、創作的活動の機会の提供及び身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な活動をおおむね週5日以上行う事業所を町内に設置している者で、町税条例第3条に規定する町税を完納している者。
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	利用対象者障がい児数が3人以上 年額988,000円 利用対象者障がい児数が1～2人 年額494,000円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0533（内線）223	

**【保健・医療・福祉分野（事業者）】**

制 度 名	保健・医療・福祉資金貸付金	
内 容	町民の保健、福祉の増進及び医療機関の確保、充実を図るために事業を行う個人又は法人等に対し資金を貸付します。	
対 象 者	要 綱 等	町民に円滑な保健、医療、福祉サービスの提供を図る事を目的とした事業を行う個人または法人等
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	貸付金額は一件につき 3,000 万円以内で無利子。	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

**【保健・医療・福祉分野（住民）】**

制 度 名	自費PCR検査費助成	
内 容	新型コロナウイルス感染症の流行による不安解消を図るため、町内医療機関での自費PCR検査費用の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	・町内に住所を有する方 ・町外に住所を有する方で、町内に通勤・通学している方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	20,240円（検査料金25,300円）	
申 請 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日検査分	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

【地域振興・町づくり分野（住民）】

制 度 名	持家等住宅建築促進制度	
内 容	町内への定住促進と空き地の解消を目指し、町内に住宅等を建築した場合に、「お祝い金」を助成します。 なお、お祝い金は町内商品券スマイルチケットにより交付します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅の所有者であること。</li> <li>・国、道及び町などが行う事業により、移転補償又は補助を受けていないこと。</li> <li>・住宅の建築に対する他の助成制度を受けていないこと。</li> <li>・床面積が66㎡以上の住宅を建築された方</li> <li>・建築工事費が500万円以上の方</li> <li>・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。</li> </ul>
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築お祝い金（基本額） 20万円</li> <li>・建築施工が町内業者の場合 30万円</li> <li>・子育て世帯応援加算（中学生以下） 20万円</li> <li>・移住促進加算（転入者） 30万円</li> </ul>	
申 請 期 間	住宅完成後に交付申請書に必要書類を添付し提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521 （内線）142・143	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/mochiie">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/mochiie</a>	

制 度 名	空き家活用促進制度	
内 容	町内の空き家の解消と定住の促進を目指し、町内の空き家を改修し賃貸する場合、又は空き家を購入し改修を行う場合に、奨励金を交付します。 なお、奨励金は町内商品券スマイルチケットにより交付します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の所有者であること。</li> <li>・次の条件のいずれかに該当する方               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 空き家を購入し、3年以内に改修し自ら居住する方</li> <li>② 自ら所有する空き家を改修し、5年以上他人に賃貸する方</li> </ul> </li> <li>・町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。</li> </ul>
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家活用基本額 10万円</li> <li>・工事施工が町内業者の場合 20万円</li> <li>・子育て世帯応援加算（中学生以下） 10万円</li> <li>・移住促進加算（転入者） 20万円</li> </ul>	
申 請 期 間	工事着工前に申請書を提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521（内線）142・143	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/akiiekatsuyo">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/akiiekatsuyo</a>	

制 度 名	結婚新生活支援事業補助金	
内 容	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る軽費に対する補助金を交付します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年1月から令和4年3月までに婚姻届を提出し受理された世帯</li> <li>・補助金の申請日に、住民票の住所及び結婚に伴う新たに生活を送るための居住の住所が新得町であること</li> <li>・結婚を機に新たに町内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引っ越した世帯</li> <li>・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること</li> <li>・世帯所得が400万円未満の新規に婚姻した世帯であること</li> </ul> <p>※上記をすべて満たす必要があります</p>
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1世帯あたり30万円	
申 請 期 間	令和3年4月から令和4年3月	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521（内線）142・143	

【地域振興・町づくり分野（住民）】

制 度 名	新緑団地太陽光発電システム導入費補助	
内 容	自然エネルギーを利用した環境に優しい地域社会の構築を図ることを目的とし、町が分譲している「新緑団地（第2次）」の分譲地を購入し、住宅用太陽光発電システムを設置した住宅を建築する方に対して、費用の一部を助成します。（新緑団地太陽光発電システム導入費補助金交付要綱による）	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に住所を有する者（住所を有する予定者も含む）</li> <li>・ 町に納付すべき公金を滞納していないこと。</li> <li>・ 補助の申込みを行う年度の3月末日までに、当該システムを設置する者であること。</li> <li>・ 要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者については、対象としないこと。</li> </ul>
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	83万円	
申 請 期 間	当該システムの設置が完了する年度の1月末日までに申請書を提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	総務課 契約管財係 電話：0156-64-5111（内線）118	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow_/takuchi">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow_/takuchi</a>	

制 度 名	ブロードバンド条件不利地地域支援事業	
内 容	町内におけるブロードバンド条件不利地地域のインターネット利用環境を向上させるため、衛星を利用したインターネット機器を導入する場合の初期費用の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に住所を有している、又は事業開始までに町内に住所を有すること。</li> <li>・ 機器を導入することで、導入前の通信速度と比較し速度の向上が見込めること。</li> <li>・ 導入前の通信速度が下り2.0Mbps未満であること。</li> <li>・ 町税及び使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。</li> </ul>
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	28万3千5百円	
補 助 率	機器の初期導入費用のうち上限額以内	
申 請 期 間	機器設置後、申請書を提出	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521（内線）142・143	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/eisei">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai-kotsu-snow/jyosei/eisei</a>	

**【地域振興・町づくり分野（住民）】**

制 度 名	まちづくり協働団体等育成支援研修補助	
内 容	協働の担い手として必要な手法等を学ぶ研修会への参加及び講演会等に係る経費を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に住所を有している町内関係団体の構成員及び団体創設を目指す者（おおむね 65 歳以下の者）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	研修 町旅費規程 講演会等 町長が必要と認めた額	
補 助 率	10 / 10	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	地域戦略室 地域戦略係 電話：0156-64-0521 （内線）142・143	

制 度 名	夢基金	
内 容	地域おこし事業、地場産業の振興、人材育成、その他地域の活性化につながる事業に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に住所を有し個性的なふるさとづくりに意欲ある個人及び団体
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	100万円	
補 助 率	2 / 3 以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	夢基金運営委員会において申請内容を審査し、適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 住民活動係 電話：0156-64-0528 （内線）156	

【地域振興・町づくり分野（住民）】

制 度 名	自主防災組織設立等支援制度	
内 容	地域住民による防災活動を組織的に行うために、町内会により自主的に設立される防災組織の運営及び活動に対して、助成金を交付します。（自主防災組織設立等支援要領による）	
対 象 者	要 綱 等	・ 自主防災組織（地域住民による防災活動を組織的に行うために作られる防災組織で、町内会により自主的に設立されたものをいう） ※対象事業のうち、防災訓練や研修会の開催に要する経費については、自主防災組織が設立されていない町内会についても助成の対象
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	・ 自主防災組織の設立に要する経費 3万円 ・ 防災資機材や備蓄品の購入費 1万円 ・ 防災訓練や研修会等の開催に要する経費 1万円	
補 助 率	10 / 10以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	総務課 庶務防災係 電話：0156-64-5111 （内線）112	

制 度 名	地域コミュニティスポーツ振興事業	
内 容	スポーツをとおして地域のコミュニケーションを図るため、地域的な組織が自ら企画・運営するスポーツ・レクリエーション事業（地域的又は全町的な範囲で町民が参加対象の事業）に対し助成します。 ※「地域的又は全町的」とは複数町内会又は地域に留まらず町全体、「地域的な組織」とは事業推進のため各々の町内会において承認を得た推進組織のこと。	
対 象 者	要 綱 等	対象事業を実施する地域的な組織
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	10万円	
補 助 率	3分の2	
申 請 期 間	事業実施後。（事業実施の概ね10日前までに事業計画書・予算書の提出が必要）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	社会教育課 社会体育係 電話：0156-64-0532 （内線）212	

制 度 名	空き家家財道具等片付け事業補助	
内 容	<p>町内の空き家の片付け費用に対し補助金を交付します。  (補助対象空き家)</p> <p>①現に新得町固定資産課税台帳に登録されている個人が所有する専用住宅及び併用住宅で、現に居住していないもの</p> <p>②賃貸の用に供していたものでないこと</p> <p>③所有者が町税等を滞納していないこと  (補助対象経費)</p> <p>①家財道具等の処分に要する経費</p> <p>②家電4品目の処分に要する経費</p> <p>③補助の対象となる空き家の敷地内の樹木の伐採及び処分に要する経費</p> <p>④①から③の処分に係る運搬に要する経費</p> <p>⑤①から④の処分及び運搬の委託に要する経費</p>	
対 象 者	要 綱 等	<p>①補助の対象となる空き家の家財道具等を処分運搬及び屋内外の環境整備をする方  【家財道具等とは】  補助の対象となる空き家及びその敷地内に使用されず放置された電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他家財道具をいい、併用住宅においては居住部分に供されていたものに限る</p> <p>②補助の対象となる空き家の所有権を有する方またはその相続人であること</p> <p>③町税等を滞納していないこと</p> <p>④第三者と賃貸または売買を目的として、この補助金の交付を受けた日から起算して2年間、補助の対象となる空き家を空き家情報へ登録し、または補助の対象となる空き家について宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること</p> <p>⑤補助の対象となる空き家に対して、過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと</p>
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
上 限 額	10万円	
補 助 率	補助の対象となる経費の2分の1に相当する額(千円未満切り捨て)	
申 請 期 間	片付け前	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 生活環境係 電話：0156-64-0528 (内線) 158	
ホームページ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow/jyosei/00000000">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow/jyosei/00000000</a>	



【教育・文化・スポーツ分野（住民）】

制 度 名	文化活動におけるコンクール等参加費助成	
内 容	文化活動における全道・全国規模のコンクール等への参加者及び引率者に対し、交通費、宿泊費及び参加料を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内の小学校・中学校に在籍する児童及び生徒並びに引率者。ただし、町外の団体に所属して出場とする場合は対象となりません。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	・地区予選等において出場権を得て全道大会以上に出場する場合 ・・・対象経費総額の100% ・地区予選のない全道大会以上に出場する場合・・・対象経費総額の50%	
申 請 期 間	出発日の10日前まで	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	社会教育課 社会教育係 電話：0156-64-0532 （内線）214	

制 度 名	新得町スポーツ大会参加費助成	
内 容	スポーツ基本法に基づき参加出場する各種大会等にかかる経費について助成します。	
対 象 者	要 綱 等	新得町内の小学校・中学校・高等学校に在籍する児童及び生徒並びに引率者とする。ただし、町外の団体に所属して出場する場合は対象となりません。また、引率者は、監督及びコーチといった立場の者に限ります。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	・地区予選等において全道大会以上の出場権を得た個人及び団 ・・・対象経費実費の100% ・地区予選のない全道大会以上に出場する個人及び団体 ・・・対象経費実費の50%	
申 請 期 間	大会終了後10日以内（大会参加前に参加計画書を提出し、認定を受けることが必要）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	社会教育課 社会体育係 電話：0156-64-0532 （内線）212	

### 【教育・文化・スポーツ分野（住民）】

制 度 名	新得町入学資金貸付	
内 容	新得町内に居住し、大学及び専修学校の専門課程（2年以上）に入学をする際に必要とする資金を保護者に貸付します。	
対 象 者	要 綱 等	新得町内に居住し、かつ大学等に進学する生徒の保護者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	50万円	
補 助 率	50万円以内	
申 請 期 間	貸付年の1月末	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	学校教育課 総務係 電話：0156-64-0531 （内線）203	

制 度 名	高等学校生徒通学費等補助	
内 容	<p>【一般世帯】 新得町立の各中学校卒業生が高等学校に就学する期間、生徒の保護者に対し、通学費等の補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学費補助 通学定期代の1/4の額（月額上限5千円、年額上限6万円）</li> <li>・下宿代補助 下宿費全体のうち、部屋代の1/4の額 （月額上限5千円、年額上限6万円）</li> </ul> <p>【準要保護世帯】 保護者が就学援助実施要項（平成23年教育委員会訓令第4号）第4条第2項並びに第5条の規定に該当する（経済的な理由で高等学校への就学が困難となる準要保護世帯）の場合は、以下のとおり交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学費補助 通学定期代の1/2の額（月額上限1万5千円）</li> <li>・下宿代補助 下宿費全体のうち、部屋代の1/2の額（年額上限18万円）</li> </ul>	
	対 象 者	<p>要 綱 等</p> <p>【一般世帯】 新得町立中学校卒業生で、十勝管内の高校に平成30年4月1日以降に入学した高校生の保護者で、生徒又は保護者が中学校卒業時から継続して町の住民基本台帳に記録され、現に町内に居住していること。</p> <p>【準要保護世帯】 保護者が就学援助実施要綱（平成23年教育委員会訓令第4号）第4条第2項並びに第5条の規定に該当する者</p> <p>区 分</p> <p><input type="checkbox"/>民間法人 <input type="checkbox"/>任意団体 <input checked="" type="checkbox"/>個人 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
上 限 額	上記のとおり	
補 助 率	上記のとおり	
申 請 期 間	高校入学決定以降、随時受付	
決 定 時 期	申請内容を審査し、教育長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	学校教育課 総務係 電話：0156-64-0531 （内線）203	

【環境・緑化・景観分野（住民）】

制 度 名	廃屋解体撤去事業補助	
内 容	<p>町内の老朽化した空家の解体・撤去費に対し補助金を交付します。 （下記の全てに該当すること）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人所有住宅及び付属建物（車庫・物置）の用途を有さなくなったもの</li> <li>2. 解体業者は、町内業者とする。</li> <li>3. 解体撤去後は跡地利用計画があるか、又は常に清潔に管理されること</li> <li>4. 公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ、関連又は重複する補助がないもの</li> <li>5. 単なる家屋等の建て替えの解体は対象外</li> <li>6. 事業の用に供していた家屋等でないこと</li> <li>7. 補助申請時に居住していないこと</li> <li>8. 建築後概ね25年以上経過していること</li> <li>9. 町税等を完納していること</li> </ol>	
対 象 者	要 綱 等	個人の家屋等の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人の代表者）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	50万円	
補 助 率	1㎡当たりの撤去費用の上限価格を居住建物は7,200円、付属建物は2,800円とし、解体撤去費の2分の1	
申 請 期 間	解体撤去前	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 生活環境係 電話：0156-64-0528 （内線）158	
ホームページ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow/jyosei/haiokukaitai">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/sumai_kotsu_snow/jyosei/haiokukaitai</a>	

制 度 名	合併処理浄化槽設置整備事業補助	
内 容	合併浄化槽（10人槽以下）を設置しようとする方に助成します。 対象地域は、公共下水道処理区域を除く町内全域です。	
対 象 者	要 綱 等	合併浄化槽を設置しようとする個人
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	5人槽	65万円
	7人槽	80万円
	10人槽	110万円
補 助 率	設置経費の1/2以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	施設課 業務係 電話：0156-64-0529 （内線）172	

【環境・緑化・景観分野（住民）】

制 度 名	水洗便所改造等補助	
内 容	既設の便所を水洗式便所に改造しようとする方に助成します。 対象地域は、公共下水道接続区域内です。	
対 象 者	要 綱 等	既設の便所を水洗便所に改造しようとする個人
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	20万円	
補 助 率	設置経費の2/3以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	施設課 業務係 電話：0156-64-0529 （内線） 172	

制 度 名	スズメバチ等巣駆除事業補助金	
内 容	スズメバチ等のハチの巣の駆除費用に対し、補助金を交付します。	
対 象 者	要 綱 等	町内のスズメバチ等が営巣している土地または建物（事業の用に供しているものを除く）を所有もしくは賃借している個人等（事業者は除く）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1回の駆除につき5,000円（5,000円以下の場合はその範囲内） ただし、次の全てに該当する場合は町長が特に必要と認めた場合は1回の駆除につき10,000円を上限とする。（10,000円以下の場合はその範囲内） （1）町民税非課税世帯 （2）身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者のみの世帯	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	スズメバチ等巣駆除後、随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 生活環境係 電話：0156-64-0528 （内線） 158	

## 【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	乳幼児等医療費助成	
内 容	高校生までの乳幼児・児童・生徒に対し医療費の自己負担分を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	満 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 までの者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	保険対象医療費の自己負担分全額（入院時食事代を除く）	
申 請 期 間	（受給者証）随時 （医療費（償還払））医療を受けた日から 2 年以内（認定前の分は対象外）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 国保年金係 電話：0156-64-0528 （内線）162	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/nyuyojiiryo">http:// www. shintoku-town. jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/nyuyojiiryo</a>	

制 度 名	未熟児養育医療費助成	
内 容	医療を必要とする未熟児に対して、医療費を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	未熟児であって医師が入院養育を必要と認めたもの
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

制 度 名	ひとり親家庭等医療費助成	
内 容	ひとり親家庭に対し医療費の自己負担分を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	ひとり親家庭、もしくはこれに準ずる母、父、子 ※所得制限があります。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	保険対象医療（入院時食事代を除く）にかかる自己負担分のうち、初診料 もしくは対象総医療費の 1 割を控除した額	
申 請 期 間	（受給者証）随時 （医療費（償還払））医療を受けた日から 2 年以内（認定前の分は対象外）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 国保年金係 電話：0156-64-0528 （内線）162	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/hitorioya">http:// www. shintoku-town. jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/hitorioya</a>	

## 【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	重度心身障がい者医療費助成	
内 容	一定の障害を持つ方に対し医療費の自己負担分を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級及び3級の一部（内部障害）</li> <li>・知的障害で療育手帳「A」判定または重度の知的障害判定</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul> ※所得制限があります
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	保険対象医療（入院時食事代を除く）にかかる自己負担分のうち、初診料もしくは対象総医療費の1割を控除した額。 ただし、精神障害者は外来のみ対象となります。	
申 請 期 間	（受給者証）随時 （医療費（償還払））医療を受けた日から2年以内（認定前の分は対象外）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 国保年金係 電話：0156-64-0528 （内線）162	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/judoiryo">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/iryo_nenkin_hoken/judoiryo</a>	

制 度 名	特定健康診査費助成	
内 容	メタボリックシンドロームに着目した健診で、早期に糖尿病等の病気の予防のため、健診と保健指導を実施します。 健診内容：特定健診・詳細健診（貧血、眼底、心電図（医師が必要と認めた場合））	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 20歳～39歳</li> <li>② 40歳～74歳までの国民健康保険加入者</li> <li>③ 75歳以上</li> </ul> ※内臓脂肪CT検査は30歳以上の町民
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自 己 負 担 額	特定健診：69歳以下 1,000円 当該年度40歳及び70歳以上 無料 内臓脂肪CT：1,000円	
補 助 率	特定健診の健診料金 ・69歳以下は、自己負担額1,000円を差し引いた費用を全額助成 ・年度内40歳になる方・70歳以上の方は全額助成 ・詳細健診 全額助成（医師が必要と認めた場合）	
申 請 期 間	4月～2月	
決 定 時 期	6月、9月、2月の8日間 内臓脂肪CTは9月のみ	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/fukushi/kensin">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/fukushi/kensin</a>	

制 度 名	各種がん検診費助成				
内 容	胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の費用に対し一部を助成します。				
対 象 者	要 綱 等	30歳以上の町民（胃がん、肺がん（X線）、大腸がん） 50歳以上の町民（前立腺がん、肺がん（CT））			
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
自 己 負 担 額	項 目	補助額（円）		自己負担額（円）	
		69歳以下	70歳以上	69歳以下	70歳以上
補 助 率	胃がん	5,800	6,900	1,900	800
	肺がん（X線）	1,010	1,380	600	300
	肺がん（CT）	5,390	6,890	3,000	1,500
	喀痰検査	2,040	2,540	1,000	500
	大腸がん	1,770	2,370	1,000	400
	前立腺がん	1,750	2,350	1,000	400
申 請 期 間	4月～2月				
決 定 時 期	6月、9月、2月の8日間（肺がんCTは9月のみ） 前立腺がん検診は、町内医療機関にて通年実施も可能				
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226				

### 【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	PETがんドック費助成				
内 容	北斗病院で実施するPETがんドックに係る費用に助成します。				
対 象 者	要 綱 等	30歳以上の町民			
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
上 限 額	検診料金のうち10,000円を町が助成。 （同一年度内での脳ドックとの併用補助は不可）				
補 助 率	定額				
申 請 期 間	随時				
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき				
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226				

制 度 名	脳ドック費助成	
内 容	北斗病院、帯広厚生病院での脳ドック検診に係る費用に助成します。	
対 象 者	要 綱 等	30歳以上の町民
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	健診料金のうち10,000円を町が負担 (同一年度内でのPETがんドックとの併用補助は不可)	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 (内線) 225・226	

制 度 名	SMILEドック費助成				
内 容	北斗新得クリニックで実施するSMILEドック検診(脳・心臓・がんドック)に係る費用に助成します。				
対 象 者	要 綱 等	20歳以上の町民			
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
上 限 額	項 目	補助額		自己負担額	
		20歳以上	年度30、40、50歳	20歳以上	年度30、40、50歳
	単独	11,500円	14,500円	5,000円	2,000円
	複数	23,000円	29,000円	10,000円	4,000円
補 助 率					
申 請 期 間	随時				
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき				
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 (内線) 225・226				



【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	乳がん、子宮がん検診費助成	
内 容	女性特有のがん検診の費用の一部を助成します。 対象となる検診は町内で実施する集団検診と、契約医療機関で行う以下の検診です。 ・乳がん（マンモグラフィ） ・子宮がん（頸部がん検査、超音波検査 必要に応じて体部がん検査）	
対 象 者	要 綱 等	乳がん 40歳以上の町民で町税を完納している者 子宮がん 20歳以上の町民で町税を完納している者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自 己 負 担 額	検診自己負担額以外の費用を補助します。 乳がん 自己負担額	
	40歳～49歳	50歳～69歳
	2,400円	2,000円
	70歳以上	900円
自 己 負 担 額	子宮がん自己負担額	
		69歳以下
	子宮がん	2,000円
	体部	900円
		70歳以上
		400円
		500円
補 助 率	定額（2年に1回の補助）	
申 請 期 間	・集団検診は、4月～2月 ・個別検診は随時	
決 定 時 期	・集団検診は7月、2月の年2日間 ・個別検診は随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/fukushi/kensin">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/fukushi/kensin</a>	

制 度 名	骨粗鬆症検診費助成	
内 容	北斗新得クリニックで実施する骨粗鬆症検診に係る費用を一部助成します。	
対 象 者	要 綱 等	18歳以上の町民の方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自 己 負 担 額	18～69歳	900円
	70歳以上	100円
補 助 率	補助額 18～69歳	2,900円
	70歳以上	3,700円
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	

制 度 名	振動障害特殊健康診断助成	
内 容	チェーンソー等を使用する林業関係者等の作業従事者が、振動障害の早期発見のため受診する振動障害特殊健康診断の費用に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	振動障害特殊健康診断助成金交付要綱
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1人あたり 3,000円 1年度1人1回	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	健診の受診日より起算して3ヶ月以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	産業課 商工労働係 電話：0156-64-0522 （内線）124	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/shigoto/shindoushougai">http://www.shintoku-town.jp/shigoto/shindoushougai</a>	

### 【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	特定不妊治療費助成	
内 容	特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	特定不妊治療が行われた日及び申請を行う日に妻が町内に住所を有しており、北海道が指定した医療機関で治療を受けた方で、夫婦共に町税を完納している方。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1回あたり20万円（所得により異なる）	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

制 度 名	不育症治療費助成	
内 容	不育症治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	不育症の治療が行われた日及び申請を行う日に妻が町内に住所を有しており、夫婦共に町税を完納している方。 ただし、同一の治療に対して他の市町村から同様の給付を受けた方、また受ける予定の方は対象外。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1回あたり20万円（所得により異なる）	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

制 度 名	妊婦一般健康診査費助成	
内 容	妊婦の方の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来るよう妊婦健診費用の一部を助成します。また、保険適用外の健診費用（自己負担分）を出産後に償還払いで助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に居住する妊婦、町税を完納している方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定による	
補 助 率	定額（自己負担分は実費）	
申 請 期 間	母子手帳交付時（保険適用外の健診費用は出産後）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533（内線）225	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu</a>	

### 【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	新生児聴覚検査費助成	
内 容	聴覚（難聴）障がいを早期に発見し、障がいによる音声言語機能等への影響を最小限に抑える事ができるよう、検査費用の全額を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に居住する乳児、町税を完納している方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	なし	
補 助 率	全額	
申 請 期 間	母子手帳交付時に受診券を発行。分娩医療機関に提出する。	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533（内線）225	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu</a>	

制 度 名	産前・産後ケア事業費助成	
内 容	○産前ケア：妊娠 30 週前後の妊婦を対象に助産師が個別に面談し、安心して出産できるように支援します。 ○産後ケア：心身の不調や育児不安などを抱える出産後 1 年以内の母親と子を対象に、助産師が家庭訪問し、育児不安の解消できるよう支援します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に居住する妊産婦・産後 1 年未満の母と子
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定による	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533（内線）225	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/ninpu</a>	

制 度 名	出産祝金	
内 容	次世代を担う子どもの出産を祝福し、その健やかな成長を願うと共に出産祝い金を支給することにより、子育て家庭を支援します。	
対 象 者	要 綱 等	出産時において1年以上前から新得町に居住している父親または母親で町税を完納している方。 ただし、以下の場合は対象外とします。 ・ 出産後1ヶ月以内に転出した場合 ・ 支給対象児が転出等した場合
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	第1子及び第2子	10万円
	第3子	30万円
	第4子	50万円
	第5子以降	100万円
申 請 期 間	出生1ヶ月後から60日以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0533 (内線) 223	

制 度 名	インフルエンザワクチン予防接種費助成	
内 容	インフルエンザの感染による死亡者・重症者の発生をできるだけ減らすために、町が委託する医療機関・施設の医師により実施するインフルエンザワクチン予防接種を受けた者に対し、接種費用を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内在住の 生後6ヶ月～高校生、生活保護世帯、65歳以上の方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
上 限 額	1,500円、生活保護世帯は接種料全額	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	高齢者(65歳以上)	10月末頃～12月末まで
	高齢者以外	10月末頃から翌年3月末まで
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 (内線) 226	

【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	肺炎球菌ワクチン予防接種費助成	
内 容	肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防し、高齢者の健康の保持増進を図ることを目的に接種費用の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住の接種日現在65歳以上の方</li> <li>・町税を完納している方</li> <li>・過去5年以内に肺炎球菌の予防接種を受けたことのない方</li> <li>・町が委託する医療機関で予防接種を受けることができる方</li> <li>・肺炎球菌予防接種に対して健康保険等の適用がない方</li> </ul>
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	3,500円、生活保護世帯は接種料全額	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

制 度 名	肝炎ウイルス検査費助成	
内 容	特定健診時に実施するB型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査の費用の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上の町民で、過去に同補助を利用して検診を受けたことの無い方</li> <li>・町税を完納していること</li> </ul>
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自 己 負 担 額	検診自己負担以外の費用を助成します。 69歳以下の自己負担額 1,000円、70歳以上 400円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	特定健診申し込みと同時に受付け	
決 定 時 期	同上	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	

【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	エキノコックス症検診費助成	
内 容	集団検診時に実施するエキノコックス症検査（血液検査）の検診費用の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	小学校3年生以上の希望者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自 己 負 担 額	検診自己負担以外の費用を助成します。 69歳以下の自己負担額 500円、70歳以上の自己負担額 200円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	特定健診申し込みと同時に受付け	
決 定 時 期	同上	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225・226	

制 度 名	乳幼児歯科検診・フッ素塗布費助成	
内 容	乳幼児の虫歯を減らす目的で、町内の歯科医院にて、歯科検診、フッ素塗布を受ける費用に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内在住の1歳から就学前の幼児
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	自己負担以外の費用を年間三回まで全額補助します。 自己負担一回につき400円。	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/nyuyouji/yobousesshu">http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ninpu/nyuyouji/yobousesshu</a>	

制 度 名	集団フッ素塗布費助成	
内 容	1歳6ヶ月児・3歳児健診対象者に、健診実施時、希望した者に対し無料で歯科検診と同時にフッ素塗布が受けられます。	
対 象 者	要 綱 等	1歳6ヶ月児・3歳児健診受診者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	フッ素塗布費用の全額を補助	
補 助 率	100%	
申 請 期 間	1歳6ヶ月児・3歳児健診時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	

【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	成人歯科検診費助成	
内 容	成人の虫歯・歯周病の早期発見、予防のため、歯科検診の費用の一部を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	・ 町内に居住し、現在歯科医院で治療を受けていない満20歳以上の方。 ・ 町税を完納していること。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自 己 負 担 額	500円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	6月、11月の各2週間、事前に各歯科医院に予約	
決 定 時 期	同上	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）226	

制 度 名	妊婦歯科検診費助成	
内 容	妊婦の虫歯・歯周病を予防し、安心して妊娠期を過ごせるよう、妊婦期の歯科検診の費用を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に居住する妊婦、町税を完納している方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
自 己 負 担 額	500円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 健康推進係 電話：0156-64-0533 （内線）225	

制 度 名	保育所等通所費補助制度	
内 容	近隣に保育所（園）・幼稚園がなく、遠距離から通所・通園する家庭の負担軽減を図るため、片道4km以上の方に対し、燃料代を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	通所距離が片道4km以上の幼児の保護者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	自動車ですら2往復するのに要する燃料使用量に燃料単価（4月1日の単価）を乗じた額の1/2（燃料消費は、1ℓ当たり10km走行するものとして計算）	
申 請 期 間	年2回（10月・3月）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	児童保育課 総務係 電話：0156-64-6940	

【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	子ども発達支援センター通室費補助制度	
内 容	発達支援が必要な幼児及び児童が、子ども発達支援センターに通室することに係る家庭の負担軽減を図るため、片道4 km以上の方に対し、運賃又は燃料代を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	通室距離が片道4 km以上の幼児及び児童の保護者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	路線バスを利用する方 — 運賃 自家用車を使用する方 — 職員の旅費に関する規定により算出したキロ数に25円を乗じた額	
申 請 期 間	年2回（9月・3月）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	児童保育課 発達支援係 電話：0156-64-5646	

制 度 名	新得町子ども発達支援センター利用者負担額助成制度	
内 容	発達支援が必要な幼児及び児童が、新得町子ども発達支援センターの提供する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を利用することにより発生する利用者負担額の全額を家庭の負担軽減を図ることを目的として助成します	
対 象 者	要 綱 等	町内に在住する支給決定保護者で、新得町子ども発達支援センターが提供する児童発達支援等を受けた者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	限定なし	
補 助 率	利用者負担全額	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	児童保育課 発達支援係 電話：0156-64-5646	



制 度 名	ファミリーサポート事業	
内 容	手助けのほしい方（利用会員）とお手伝いのできる方（援助会員）で会員組織を作り、地域で子育てサポートをする仕組みです。 産前産後の母親の家事、育児支援、子育て世帯への育児支援を行い、子育てしやすい環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的とします。	
対 象 者	要 綱 等	（援助会員） 町内にお住まいの20歳以上の心身ともに健康な方。 （利用会員） 町内にお住まいの0歳～小学校6年生までの子どもを育てている家庭。
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	規定なし	
補 助 率	（平日）昼間：1時間600円 夜間：1時間800円 （土日祝日）1時間800円 次の方は利用料が半額となります。 ①生活保護法に基づく保護を受けている世帯②中国残留邦人等円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯③市町村民税が非課税の世帯	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	児童保育課 総務係 電話：0156-64-6940	
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.shintoku-town.jp/kosodate/shien_josei">http://www.shintoku-town.jp/kosodate/shien_josei</a>	

【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	心身障害児等通園助成事業	
内 容	心身に障がいのある児童及び精神障がいのある方が機能回復訓練、社会復帰訓練の事業を行う施設への交通費を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	町内に住所を有する者で次の施設に通園等している者及び保護者（2km以上の距離が必要） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援、放課後等デイサービス事業及び総合発達支援センター</li> <li>・ 日中一時支援事業</li> <li>・ 特別支援学校（寄宿舎に入舎は除く）</li> <li>・ 地域活動支援センター</li> <li>・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業</li> <li>・ 就労継続支援 A 事業</li> <li>・ その他町長が認めた施設</li> </ul>
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	50,000 円	
補 助 率	自動車・バス利用時：実費 自家用車：1kmにつき毎年4月1日レギュラー単価の10分の1 施設からの助成金の交付を受けている場合は、その額を控除 就労 A 型は、24ヶ月限定、2分の1の金額を支給	
申 請 期 間	7月、10月、1月、3月（新規は随時）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0533（内線）222	

制 度 名	身体障害者運転免許取得費補助	
内 容	本町に居住する身体に障がいがある方が自動車運転免許を取得する場合において、係る費用に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	次の要件のいずれにも該当する者とする。 1) 身体障害者手帳3級以上の者 2) 町民税非課税世帯 3) 免許の取得により自立更生の促進が図られると認められる者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	103,000 円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	免許の取得前又は取得後6ヶ月以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0533（内線）223	

【保健・医療・福祉分野（住民）】

制 度 名	身体障害者自動車改造費補助	
内 容	身体に障がいのある方が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用に対し助成します。	
対 象 者	要 綱 等	次の要件のいずれにも該当する者とする。 1) 身体障害者手帳2級以上の肢体不自由者 2) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者 3) 改造補助を行う月の属する前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	100,000円	
補 助 率	定額	
申 請 期 間	改造前又は改造後6ヶ月以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0533 （内線）222	

制 度 名	介護サービス利用者負担軽減事業費補助	
内 容	低所得で生計が困難な方等に介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担額の軽減（4分の1）を行うことに対し、軽減総額の2分の1を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	社会福祉法人等
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他（社会福祉法人）
上 限 額	利用者負担額の4分の1（利用者）	
補 助 率	利用者への助成→利用者負担額の4分の1を軽減（社会福祉法人が実施） 社会福祉法人等への助成→利用者負担総額のうち軽減総額の1%を超えた額の2分の1を助成（4月～3月）	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 介護保険係 電話：0156-64-0533 （内線）224	

制 度 名	ふれあい支援員事業	
内 容	一定の研修を受けた有償ボランティアのふれあい支援員が高齢者や障がい者の居宅等を訪問し、生活支援を行う事により、利用者が安心して在宅での暮らしを継続できるよう支援します。	
対 象 者	要 綱 等	概ね65歳以上の高齢者及び障がい者等、並びにその家族 町長が必要と認めた者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	利用料 1時間あたり利用者負担額 100円 ※原則として 週2回 1回2時間まで利用可能です。	
補 助 率	・利用料1時間あたり400円	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 在宅支援係 電話：0156-64-0533 (内線) 227	

制 度 名	介護予防ボランティア（たす <sup>かる</sup> ポイント）推進事業	
内 容	ボランティア登録をしていただいた新得町内在住の65歳以上の方（新得町第1号被保険者）が、ボランティア活動を通して、ご自身の健康増進と介護予防を図るとともに、地域住民の相互の交流が促進され、いきいきとした地域社会となることを目的としています。	
対 象 者	要 綱 等	一定の研修を受けた65歳以上の方（新得町第1号被保険者）
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	1時間以上の活動で1ポイント（100円）、1日2ポイントが上限。 ※年50ポイントが上限で以下翌年へ繰り越し。	
補 助 率	年最高5,000円分のスマイルチケットへ転換	
申 請 期 間	随時（ポイントの申請は翌年1月6日～2月末日まで）	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 在宅支援係 電話：0156-64-0533 (内線) 227	

【その他】

制 度 名	地域サロン事業補助金	
内 容	町内の地域福祉活動を支援し町民の福祉の向上を図ることを目的として、地域サロン事業を実施する者に対し、費用の一部として補助金を交付します。	
対 象 者	要 綱 等	社会福祉法人、特定非営利活動法人及び福祉活動を行う町長が特に認める民間事業者等
	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	補助率のとおり	
補 助 率	概ね週5回実施	月額 154,000 円
	概ね週4回実施	月額 123,200 円
	概ね週3回実施	月額 92,400 円
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0533 （内線）223	

制 度 名	成年後見制度利用支援事業	
内 容	成年後見制度の審判請求を家庭裁判所に申し立てするにあたり、本人、親族の申し立てが困難な場合に市町村長を申し立て人として審判請求すると共に、被後見人等の経済状況に応じて、成年後見人等報酬を助成します。	
対 象 者	要 綱 等	新得町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づく。 以下のことを基に対象者の判定を行う。 （1）判断能力の程度と日常生活の支援の必要性 （2）審判請求による効果と他諸制度利用による支援方策 （3）配偶者及び二親等内親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無 （4）前号に規定する親族以外の親族による本人保護及び審判請求の見通し （5）その他、町長が確認を必要とする事項
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	審判請求料実費 ※但し、町が負担した審判請求費用に関し、本人または関係者が負担すべき事情があると判断した時は上申し、審判請求費用を求償する場合があります。	
補 助 率	請求費用実費以内	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	随時	
担 当 課 係	保健福祉課 在宅支援係・福祉係 電話：0156-64-0533 （内線）227	

制 度 名	認知症予防対策助成事業（補聴器購入補助制度）	
内 容	高齢者が購入する認知症予防に資する物品購入費の一部を助成することにより、認知症の発症及び進行の予防、また、健康的な生活や積極的な社会参加への支援を行うことにより、福祉の増進を図ります。	
対 象 者	要 綱 等	65 歳以上で両耳の聴力レベルが 40 dB以上 70 dB未満の町民の方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	50,000 円（片耳につき 2 回まで）	
補 助 率	購入金額の 1/4	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 在宅支援係 電話：0156-64-0533 （内線）227	

制 度 名	子ども食堂事業補助金	
内 容	子どもの健やかな成長の促進を図るため、子ども食堂を開設するものに対し、開設費用を助成することにより、子育て支援、地域の交流の場づくりの促進を図ります。	
対 象 者	要 綱 等	町内で継続的に月 1 回以上子ども食堂を開設する者
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	10,000 円/回	
補 助 率	10 分の 10(実費分)	
申 請 期 間	随時	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0533 （内線）222	

【その他】

制 度 名	福祉交通費助成																																			
内 容	自家用車を持たない高齢の方や障がいのある方がタクシーを利用する場合に、日常生活の利便性向上及び生活行動範囲の拡大を目的として、その料金の一部を助成します。																																			
対 象 者	要 綱 等	<p>町内に住所を有し、かつ現に居住しており、自動車を所有していない、または所有しているが運転できない方の内、次のいずれかの要件を満たす方</p> <p>(1) 満70歳以上の方</p> <p>(2) 身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている方</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている方</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</p> <p>(5) 障害支援区分（1～6）の認定を受けている方</p> <p>(6) 介護保険上の「要支援」又は「要介護」の認定及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の方</p> <p>※(2)～(5)については18歳以上</p> <p>※町税等を滞納している方及び、老人福祉施設、病院等（養護老人ホーム入所者を除く。）に入所、入院している方は除く</p>																																		
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）																																		
上 限 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町内会等</th> <th>交付額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新得市街</td><td>7,500</td></tr> <tr><td>10区</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>試験場・北新得団地・7区・9区</td><td>12,000</td></tr> <tr><td>かえで・11区・22区・八栄区・23区</td><td>17,500</td></tr> <tr><td>8区・24区</td><td>20,500</td></tr> <tr><td>21区・25区・27区・千代富・屈足新生</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>北新得・36区</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>上サホ口・35区・屈足市街</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>若葉・37区</td><td>33,000</td></tr> <tr><td>29区・38区</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>30区</td><td>43,000</td></tr> <tr><td>31区</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>32区</td><td>52,000</td></tr> <tr><td>33区</td><td>64,000</td></tr> <tr><td>34区</td><td>73,500</td></tr> <tr><td>トムラウシ</td><td>123,000</td></tr> </tbody> </table>		町内会等	交付額（円）	新得市街	7,500	10区	8,500	試験場・北新得団地・7区・9区	12,000	かえで・11区・22区・八栄区・23区	17,500	8区・24区	20,500	21区・25区・27区・千代富・屈足新生	24,000	北新得・36区	27,000	上サホ口・35区・屈足市街	30,000	若葉・37区	33,000	29区・38区	40,000	30区	43,000	31区	45,000	32区	52,000	33区	64,000	34区	73,500	トムラウシ	123,000
	町内会等	交付額（円）																																		
新得市街	7,500																																			
10区	8,500																																			
試験場・北新得団地・7区・9区	12,000																																			
かえで・11区・22区・八栄区・23区	17,500																																			
8区・24区	20,500																																			
21区・25区・27区・千代富・屈足新生	24,000																																			
北新得・36区	27,000																																			
上サホ口・35区・屈足市街	30,000																																			
若葉・37区	33,000																																			
29区・38区	40,000																																			
30区	43,000																																			
31区	45,000																																			
32区	52,000																																			
33区	64,000																																			
34区	73,500																																			
トムラウシ	123,000																																			
補 助 率	<p>※タクシー助成券（1枚につき500円分）で交付</p> <p>※申請月により枚数を月割り、切り上げ</p> <p>※(2)～(5)で新得市街・かえで・屈足市街以外の方は交付額が2倍</p>																																			
申 請 期 間	随時																																			
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき																																			
担 当 課 係	保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0533 （内線）223																																			

制 度 名	高齢者運転免許証自主返納支援事業	
内 容	自ら運転免許証を返納した高齢者に対し、福祉交通費助成制度の助成額を24ヵ月間2倍にします。	
対 象 者	要 綱 等	福祉交通費助成制度の対象者でかつ町内に在住の70歳以上で、運転免許証を自主返納した方、または有効期限満了により運転免許の失効となった方
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上 限 額	福祉交通費助成制度のタクシー助成券が24ヶ月間2倍	
補 助 率		
申 請 期 間	自主返納または有効期限満了から1年以内	
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき	
担 当 課 係	町民課 住民活動係、保健福祉課 福祉係 電話：0156-64-0528（内線）156、電話：0156-64-0533（内線）223	

制 度 名	高齢者安全運転サポート補助			
内 容	高齢運転者の交通事故防止のため、安全運転支援装置を搭載した自動車の購入や安全運転支援装置を後付けする費用に対して助成します。			
対 象 者	要 綱 等	町内に在住する満65歳以上が、次のいずれかの自動車等の購入に対して助成 ①対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の両方を搭載する車両の購入 ②ペダル踏み間違い急発進抑制装置のみ搭載する車両の購入 ③自己所有する自動車に後付けでペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載		
	区 分	<input type="checkbox"/> 民間法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
上 限 額		普通車	軽自動車	中古車
補 助 率	①の場合	50,000円	35,000円	20,000円
	②の場合	30,000円	15,000円	10,000円
	③の場合	国の補助額を除いた自己負担分（上限20,000円）		
申 請 期 間	購入後3ヶ月以内			
決 定 時 期	申請内容を審査し、町長が適当と認めたとき			
担 当 課 係	町民課 住民活動係 電話：0156-64-0528（内線）156			





2021 年 4 月発行

編集：新得町役場地域戦略室地域戦略係

TEL：0156-64-0521 内線 142

FAX：0156-64-4013

E-mail：[chisen@town.shintoku.hokkaido.jp](mailto:chisen@town.shintoku.hokkaido.jp)